



## 平成24年10月1日より3年間 後納保険料の納付ができます。

昨年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に関して、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取扱いが盛り込まれています。この取扱いは平成24年10月1日から3年間に限って実施されることになりました。

### 保険料後納のしくみ

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、2年間までさかのぼって納付することができます。しかし、2年を経過すると時効により納付できないことになっています。ただし、保険料の免除の適用を受けたたり、学生納付特例や若年者

納付猶予の適用を受けた場合には、免除等の適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することができます。この追納は、10年前の分までさかのぼって行うことができます。

追納する保険料額は、3年度以上前の分をさかのぼって納付する場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われたものとなります。

### 特例措置のしくみ

今回の保険料の後納の特例措置は、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、今年の10月1日から3年以内の期間に限り保険料の後払い（後納）ができるようにするものです。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成24年10月1日から3年間に限って、過去の2年分だけではなく過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分（2年以上前の期間分）

の保険料に限られます。

そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。



また、この保険料の後納を行う場合には、保険料の追納の場合と同様に、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料（後納保険料）を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料（加算が行われた保険料）から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

## 4月は「学生納付特例制度」の手続きを忘れずに!

学生で保険料の納付が困難なときは、役場窓口で申請し、承認されると、その期間の保険料を社会人になってから等、後から納めることができます。

学生納付特例の対象となる学校は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校等、各種学校です。夜間部、通信制課程、定時制課程の学生も対象となります。

手続きには、①基礎年金番号のわかる年金手帳等の書類②学生証のコピーまたは在学証明書③印鑑が必要です。

学生納付特例の承認期間は4月（または20歳の誕生日）から翌年3月までです。申請は毎年度必要ですが、平成23年度に承認された人で、平成24年度も同じ学校に在学する人には「学生納付特例申請書（ハガキ）」が送付されます。必要事項を記入し、返送してください。

### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話 34・2121 内線 413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166・72・5002）